

地域密着型通所介護
介護予防・総合事業第1号通所事業
重 要 事 項 説 明 書

特定非営利活動法人さつき

ぷらっとホームさつき
(デイサービス)

通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 重 要 事 項 説 明 書

当事業所はご契約者様に対して通所介護サービス、及び介護予防・総合事業第1号通所事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業の説明

(1) 施設の目的

介護保険法令に従い、要介護及び要支援状態にあるご契約者様（ご利用者様）が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者様に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、通所介護及び介護予防サービスを提供します。

- | | |
|-----------|---|
| (2) 事業者名称 | 特定非営利活動法人さつき |
| (3) 所在地 | 兵庫県宍粟市山崎町高下 304-5 番地 |
| (4) 法人種別 | NPO 法人 |
| (5) 代表者名 | 宗 接 秀 明 |
| (6) 電話番号 | 0790-65-9020 |
| (7) 指定事業所 | |
| (8) 利用事業所 | 事業所の名称 ぷらっとホームさつき
指定事業所番号 2873800490 |

ぷらっとホームさつき	地域密着型通所介護、介護予防・総合事業第1号通所事業
あすなろ	通所介護、介護予防・総合事業第1号通所事業

施設長（管理者）氏名	志水幸子
所在地	宍粟市山崎町鹿沢 182-2
電話番号	0790-63-2208
FAX 番号	0790-73-9003
開設年月日	平成 15 年 2 月 1 日

事 業	地域密着型通所介護、介護予防・総合事業第1号通所事業
営 業 日	営業：月曜日～土曜日、祝日 休日：日曜日及び下記期間 お 盆 8 月 13 日 ～ 8 月 16 日 年末年始 12 月 30 日 ～ 1 月 5 日
サービス 提供時間帯	午前 9：00～午後 4：30

- | | |
|-----------------|------|
| (9) 通常の事業の実施地域 | 宍粟市 |
| (10) 営業日および営業時間 | 上記記載 |
| (11) 利用定員 | 18 人 |

2. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者様に対して通所介護及び介護予防サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の状況＞

職員の配置は、常時以下の配置職員職種欄に記載した員数以上の配置とします。

職 種	職員状況
1. 事業所長（管理者）	兼従・常勤 1 名
2. 生活相談員	兼従・常勤 2 名 専従・非常勤 1 名
3. 看護職員 （機能訓練指導員）	兼従・常勤 1 名 兼従・非常勤 3 名
4. 機能訓練指導員	兼従・常勤 1 名 兼従・非常勤 1 名
5. 介護職員	専従・常勤 2 名 兼従・常勤 3 名 専従・非常勤 4 名

＜配置職員の職種＞

生活相談員 ・ ・ ・ ご契約者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

○提供時間帯は常時 1 名を配置しています

看護職員 ・ ・ ・ 主にご契約者様の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 ○原則として 1 名／日 の看護職員を配置しています。

・ ・ ・ 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

○看護職員が兼務しています

介護職員 ・ ・ ・ ご契約者様の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

○5 名の利用者様に対して 1 名以上の介護職員を提供時間帯に配置しています

3. 設備の概要

当事業所の設備は以下のとおりです。

食堂兼「訓練室（31.15 m²） 機能訓練室（29.15 m²） 静養室（12.41 m²） 事務室兼相談室（10.5 m²） 多目的室兼相談室（12.32 m²）
その他 風呂場等あり

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者様に対して以下のサービスを提供します。

それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者様にご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

(ア) く サービスの概要 〉

①入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言

ご契約者様の事業所での生活を介助し、相談業務も行います。

②健康管理

看護職員が健康状態を確認し、問題があれば対応します。

③機能訓練

看護職員が日常生活を営むのに必要な機能訓練を行います。

(イ) く サービス利用料金 (1日あたり) 〉

下記の料金表によって、ご契約者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（ご負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります。）

* 別紙料金表ご参照

ただし、介護保険法等の改正により、介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせてご契約者様の負担額を変更いたします。

☆ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定をお受けになられた後、ご負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者様に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様のご負担額を変更します。

☆契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者様の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスをご利用される場合は、前記 4(1)(イ)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（ご負担額ではありません）が必要となります。

②食事の材料の提供(食材料費)

ご契約者様に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1食あたり 500 円

③おやつ及びレクリエーション活動費

ご契約者様に提供するおやつ、飲物、及びレクリエーション活動に係る材料費です。

料金：1日あたり 30 円

④通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

ア) 事業実施区域から、片道おおむね 10 キロメートル未満 200 円

イ) 事業実施区域から、片道おおむね 10 キロメートルを超える場合は上記金額に加え、5 キロメートル毎に 150 円を加算します。

⑤おむつ代(実費相当額)

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 1 の料金・費用は、毎月末日で締め 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求致しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関するご利用料金は、ご利用日数に基づいて計算した金額とします。)

1) 窓口での現金

2) 金融機関より口座振替

3) 上記ア)、イ)により難しい場合は、別途ご相談に応じます。

(4) サービスのご利用に関する留意事項

①施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合がございます。

○当事業所の職員や他のご利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

②喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償

当事業所は以下の内容で介護事業者傷害補償共済に加入しています。

当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応いたします。

契約書本文第 10 条、第 11 条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社		
補償内容	対物賠償	1 事故	1 億円まで
	対人賠償	1 人	1 億円まで
		1 事故	10 億円まで

当事業所の連絡担当者氏名 志水幸子

連絡先 ぷらっとホームさつき 電話番号 0790-63-2208

6. プライバシーについて

当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことは有りません。

契約終了後も同様です。

7. 記録の保管

- (1) サービス提供の記録は、完結の日から5年間を限度として保管する事とします。
- (2) 記録の閲覧は、本人及び家族に限り可能とします。
- (3) 記録の閲覧は実費（コピー代等）を頂きます。

8. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容が変更された場合は、ご利用者様にその内容につき書類を交付して口頭で説明し、ご利用者様のご同意を確認いたします。

9. 重要事項説明の確認等

- (1) 当事業所において、重要事項説明書を交付し、ご説明をいたします。
- (2) 事業所説明者、ご利用者様及びご利用者様代理人（代理人を選定している場合のみ）若しくは立会人（家族等が契約に立ち会う場合）が署名・捺印をする。

10. こんな場合はこちらまで

- (1) 担当者と連絡を取りたい場合 0790-63-2208
- (2) 予約していたサービスの利用を中止したい場合 0790-63-2208
- (3) サービスのご提供に関して苦情や相談がある場合

（当社苦情窓口）

ぶらっとホームさつき	T E L 0790-63-2208	671-2576
管理者 志水幸子	F A X 0790-73-9003	兵庫県宍粟市山崎町鹿沢 182-2

（市町村苦情相談窓口）

宍粟市役所	〒671-2593	兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6
	T E L	0790-63-3000 （代）
	F A X	0790-63-3061
一宮市民局	〒671-4192	兵庫県宍粟市一宮町安積 1347-3
	T E L	0790-72-1000 （代）
	F A X	0790-72-1596
波賀市民局	〒671-4221	兵庫県宍粟市波賀町上野 257
	T E L	0790-75-2220 （代）
	F A X	0790-75-3599
千種市民局	〒671-3201	兵庫県宍粟市千種町千草 168
	T E L	0790-76-2210 （代）
	F A X	0790-76-8020

（介護保険サービスの苦情相談窓口）

兵庫県国民健康保険団体連合会 〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
Tel 078-332-5617 受付時間（平日）午前9時～午後5時15分

1 1. ケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- (1) 当事業所は、サービスの提供にあたり、担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- (2) また、お客様がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当のケアマネジャーへ連絡し、対処いたします。

1 2. ご契約の終了

お客様が介護保険施設に入所（入院）された場合や自立（非該当）と認定された場合などは、ご契約は自動的に終了します。

1 3. ご解約について

お客様は、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することが出来ます。

当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に契約を解約する場合があります。（一カ月前文書でお知らせいたします。）

1 4. 衛生管理について

- (1) 介護職員等、清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します

1 5. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. 虐待・身体拘束の防止について

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。